



令和4年2月号

三連水車

朝倉警察署 比良松駐在所
杉谷 健太郎

朝倉警察署のホームページは

こちら！

★QRコードを読み込んでね★



クロスボウは所持禁止になります

銃刀法が改正され、クロスボウの所持が

原則禁止・許可制となります。

改正後の施行後、不法に所持していた
場合、罪に問われます！

(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を

改正する法律 施行日

令和4年3月15日



Q. 自宅にクロスボウを所持している場合は？

A. 改正法の施行後6か月以内に許可申請をするか、警察に処分を依頼してください。

(施行後6か月以内にこれらの措置を講ずれば、罪に問われません。)

Q. 具体的な処分方法は？

A. 警察署に直接持ち込んでいただければ、無償で処分します。

(処分の依頼は施行前でも受け付けています。)

車 上 ね ら い の 発 生

令和4年1月、比良松駐在所管内で車上ねらい
が1件発生しました。

車から離れる際は、車内に現金、財布類等の
貴重品はもちろん、バッグ類なども置いたまま
にしないよう注意してください。



令和3年12月中 比良松駐在所管内 事件・事故発生状況

事件 0件

事故 物件事故(怪我のない事故) 10件

人身事故(怪我のある事故) 1件